マイナンバー制度が国民の人権・生活に与える影響について

2015年11月14日　弁護士天久泰

第１　概論

**１　マイナンバー制度とは**

すべての個人に個人番号（法人には法人番号）を付与し、社会保障・税・災害対策の分野において活用される制度。

→　「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が根拠。

**２　目的・適用場面**

目的は、①公平公正な社会の実現　②国民の利便性の向上　③行政の効率化。適用場面は、①社会保障分野　②税分野　③災害対策分野

→　これらは制度導入時のものであって、今後目的と適用場面は拡大する方向。

第２　導入のメリット

複数の行政機関が保有する情報を紐付けし、同一人の情報であることの確認を容易に行えるようになる（タテ割り行政の解消）。これによって社会の利便性向上や効率化に大きく寄与する（と言われている。）

→　政府は徴税業務の効率化によって、2400億円の税収増につながると試算。識者は、「二重給付や給付過誤の防止によって社会給付の適正化も狙う。医療分野の不正受給なども含め、歳入は5000億円以上改善される」と指摘。

第３　導入の問題点・デメリット

**１　個人の尊厳の観点から**

個人に番号を付すのは人をモノ扱いすること。自己情報コントロール権を侵害し、個人の尊厳（憲法13条）を侵すような管理社会・国民監視時代の本格的な幕開けではないか。

→　「自己情報コントロール権」とは、自分の生活にまつわるさまざまな情報を明らかにするかしないかを決めるのは、国や行政ではなくその個人であるという考え方に基づく人権。国民主権の原則の前提となる。

**２　プライバシー権の観点から**

漏洩するとプライバシーを奪うような人権侵害が生じうる。マイナンバーは漏洩後に変更可能でも、一度漏洩したプライバシーの回復は非常に困難。

→　年金情報は120万件も漏洩した。

**３　不正使用・なりすましのおそれ**

2006年から2008年までに米国社会保障番号を利用した、不正利用・なりすまし事件は1170万件、被害総額は年平均500億ドル(5兆円)。

→　カード化を導入しない国もある。

→　外国の被害例

勝手にクレジットカードが作られて引き落としされる。引き落としを止めようにも止まらない。大切な財産を失った上、借金も負う。

警察や金融機関に訴えたものの被害金は帰ってこない。

→　想定される被害

①知らぬ間に、会ったこともないし名前すら知らない外国人と結婚していることに。離婚しようにも相手がどこにいるのか分からない。その結婚相手が不法滞在者ということで配偶者の自分にも飛び火。事情聴取を受けるなど面倒に巻き込まれる。

②勝手に自分名義の車が契約されていて、その車を使った犯罪が発生。勤務中に警察から呼び出しがかかり、会社を早退。弁明や後処理にも多大な時間がかかった上に、会社からの信用も失う。

③知らぬ間に住民票が移転されていて、気付いた時には、自分名義でアパートが契約されていて見知らぬ外国人が多数、そのアパートに住んでいる。家賃の未納が溜まっていて、支払う羽目に。外国人を追い出すのにも、弁護士等に依頼し、多大な金額や労力を使う。

**４　名寄せの危険**

住民票コードでは違法とされていた「名寄せ（データマッチング）」に使われる。プライバシーを芋づる的、根こそぎ奪われるおそれ。

→　ドイツでは行政分野を横断する形で個人識別番号を持つことは違憲との判決が出たため、行政分野ごとに個人識別番号が付与された。

年金番号や納税者番号を個別にしている国はあっても、マイナンバーのように総背番号制の国は多くない。世界の趨勢は番号分散型へ。

**５　目的・適用範囲の拡大**

利便性向上の美名の下に、今後際限なく番号の利用可能な主体、場面が広がるおそれがある。適用範囲が拡大すれば上述の危険性はさらに大きくなる。

→　例として、預金口座情報へのマイナンバーのひも付け（18年から導入、21年から義務化検討。）、個人番号カードに健康保険証の機能を追加など。

→　公平の名のもとに国民の資産を把握し膨れ上がった国家の債務の解消のために預金封鎖を行い、預貯金の数割を強制的にカットすることに利用される懸念も。

**６　その他**

番号を扱う事業者の負担増大、税申告の場面では機械的・強制的な徴収、強権的な調査の横行、制度自体の周知・準備の遅れによる混乱など。

第４　戦争する国づくりとのつながり

**１　国民の意識を改変する**

プライバシーなど、国民の「人格的生存」の中心部分に関わる情報を国へ提供することを惜しまない精神・風潮を根付かせる。国家が国民を監視・管理する下地作り。

秘密保護法とともに、主権者と為政者を主客転倒させる仕組み。

**２　監視手段の充実化**

警察や公安調査庁などが、特定個人の住所、電話番号、顔写真はもとより、学歴、職歴、病歴、犯罪歴、海外渡航歴、結婚・離婚歴、借り入れの有無・額、クレジットカードによる買物歴、インターネットサイトの閲覧履歴などを収集する手段に利用するおそれ。

**３　遠くない将来の架空の対話**

窓口の人：（労基署のデータベースを見ながら）「あなた、仕事してないねぇ」

ある男性：「は、はい･･･」

窓口の人：（銀行口座のデータを見ながら）「貯金もないし奨学金も滞納してるねぇ」

ある男性：「はぁ･･･」

窓口の人：（社会保険庁のデータベースで健康状態を確認）「あなた、入院歴もないし、体力もあって健康そうだから自衛隊行かない？」

ある男性：「えぇー！」

※　アメリカでは社会保障番号が貧困家庭をターゲットに、その子弟を奨学金を与えることを条件に兵役につかせるために利用されてきた。

（以　上）